

議案第 47 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支
援事業に係る費用負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市町村が行う地域生活支援事業の事業名称について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び第 4 期羽曳野市障害福祉計画との整合を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例の一部
を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例(平成18年羽曳野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び別表2の項中「コミュニケーション支援に関する事業」を「意思疎通支援に関する事業」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例 新旧対照表

新	旧																								
<p>(費用負担)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第 77 条第 1 項第 6 号に規定する<u>意思疎通支援に関する事業及び日常生活用具の給付に関する事業</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第 2 条、第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">事業の種別</th> <th style="width: 20%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>第 2 条第 2 号に掲げる<u>意思疎通支援に関する事業</u></td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～6</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	事業の種別	利用料	1	省略		2	第 2 条第 2 号に掲げる <u>意思疎通支援に関する事業</u>	0 円	3～6	省略		<p>(費用負担)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第 77 条第 1 項第 6 号に規定する<u>コミュニケーション支援に関する事業及び日常生活用具の給付に関する事業</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第 2 条、第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">事業の種別</th> <th style="width: 20%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>第 2 条第 2 号に掲げる<u>コミュニケーション支援に関する事業</u></td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～6</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	事業の種別	利用料	1	省略		2	第 2 条第 2 号に掲げる <u>コミュニケーション支援に関する事業</u>	0 円	3～6	省略	
項	事業の種別	利用料																							
1	省略																								
2	第 2 条第 2 号に掲げる <u>意思疎通支援に関する事業</u>	0 円																							
3～6	省略																								
項	事業の種別	利用料																							
1	省略																								
2	第 2 条第 2 号に掲げる <u>コミュニケーション支援に関する事業</u>	0 円																							
3～6	省略																								